

議案第 1 2 号

飛騨市民間事業者等が行う書面等の保存等における情報通信の技術の
利用に関する条例について

飛騨市民間事業者等が行う書面等の保存等における情報通信の技術の利用に関する
条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 2 8 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

民間事業者等が行う書面等の保存等における情報通信の技術の利用に関する事
項を定めるための制定

飛驒市民間事業者等が行う書面等の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）第7条第1項の規定に基づき、民間事業者等が行う書面等の保存等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）により行うことができるようにするための共通事項を定めることにより、電磁的方法による情報処理の促進を図るとともに、書面等の保存等に係る負担の軽減等を通じて市民の利便性の向上を図り、市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間事業者等 条例等の規定により書面等又は電磁的記録の保存等をしなければならないものとされている民間事業者その他の者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。
 - ア 国の機関
 - イ 地方公共団体及びその機関
- (2) 条例等 市の条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）並びに地方自治法第252条の17の2第1項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定により市が処理することとされた事務について規定する岐阜県の条例及び規則をいう。
- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に

供されるものをいう。

- (5) 保存 民間事業者等が、書面等又は電磁的記録を保存し、保管し、管理し、備え、備え置き、備え付け、又は常備することをいう。
- (6) 作成 民間事業者等が書面等又は電磁的記録を作成し、記載し、記録し、又は調製することをいう。
- (7) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (8) 縦覧等 民間事業者等が、書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧若しくは閲覧に供し、又は謄写をさせることをいう。
- (9) 交付等 民間事業者等が、書面等又は電磁的記録に記録されている事項を交付、若しくは提出し、又は提供することをいう。ただし、飛驒市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和5年飛驒市条例第 号）第2条第6号に掲げる申請等として行うものを除く。
- (10) 保存等 保存、作成、縦覧等又は交付等をいう。

（電磁的記録による保存）

第3条 民間事業者等は、保存のうち当該保存に関する他の条例等の規定により書面等により行わなければならないとされているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、書面等の保存に代えて当該書面等にかかる電磁的記録の保存を行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた保存については、当該保存を書面等により行わなければならないとした保存に関する条例等で規定する書面等により行われたものとみなして、当該保存に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成）

第4条 民間事業者等は、作成のうち当該作成に関する他の条例等の規定により書面等により行わなければならないとされているもの（当該作成に係る書面等又はその原本、謄本、抄本若しくは写しが条例等の規定により保存をしなければならないとされているもの。）については、当該他の条例等の規定にかかわらず、書面等の作成に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成を行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた作成については、当該作成を書面等により行わなければならないとした作成に関する条例等で規定する書面等により行われたとみなして、当該作成に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の場合において、民間事業者等は、当該作成に関する他の条例等の規定により署名等をしなければならないとされているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置をもって当該署名等に代えることができる。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 民間事業者等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行わなければならないとされているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧を行うことができる。

2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行わなければならないとした縦覧等に関する条例等で規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による交付等)

第6条 民間事業者等は、交付等のうち当該交付等に関する他の条例等の規定により書面等により行わなければならないとされているもの(当該交付等に係る書面等又はその原本、謄本、抄本若しくは写しが条例等の規定により保存しなければならないとされているもの。)については、当該他の条例等の規定にかかわらず、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等の交付等に代えて電磁的方法により当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた交付等については、当該交付等を書面等により行わなければならないとした交付等に関する条例等で規定する書面等により行われたとみなして、当該交付等に関する条例等の規定を適用する。

(立入検査等における取扱い)

第7条 市又はその職員が、他の条例等の規定により立入検査等を行う場合においては、当該条例等で規定する立入検査等に係る書面等に、当該書面等の作成又は保存に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録が含まれるものとみなして、当該条例等の規定を適用する。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市民間事業者等が行う書面等の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例について
担当部	総務部
提案理由	民間事業者等が行う書面等の保存等における情報通信の技術の利用に関する事項を定めるための制定
制定改廃の根拠等	「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」(平成16年法律第149号)第7条第1項の規定に基づき、民間事業者等が行う書面等の保存等における情報通信の技術の利用を推進するために必要な事項を定めるために制定するもの。
条例の概要	<p>1 制定の趣旨</p> <p>国では、法令により民間事業者等が行う書面の保存等に関し、オンラインにより行うことができるよう「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」によって、共通する事項を定めている。また、同法では、地方公共団体に対し、条例等に基づいて民間事業者等が行う書面の保存等において情報通信の技術の利用推進を図るために必要な施策を実施することを求めている。</p> <p>このことから、「飛騨市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」の制定と合わせ、さらなる行政手続のオンライン化を促進するため、民間事業者等における書面の保存等について、情報通信の技術を利用して行うことができるよう必要な事項を定めるものである。</p> <p>2 制定の主な内容</p> <p>(1) 電磁的記録による保存</p> <p>民間事業者等は、個別の条例等で書面等により保存することとされている場合であっても、電磁的記録により行うことができるよう規定する。(第3条関係)</p> <p>(2) 電磁的記録による作成</p> <p>民間事業者等は、個別の条例等で書面等により作成することとされている場合であっても、電磁的記録により行うことができるよう規定する。(第4条関係)</p>

	<p>(3) 電磁的記録による交付等</p> <p>民間事業者等は、個別の条例等で書面等により交付等を行うこととされている場合であっても、電磁的記録により行うことができるよう規定する。(第6条関係)</p>
市民への影響等	<p>今後、市が「飛騨市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」の規定に基づき、行政手続のオンライン化を進めるうえで、当該条例制定は必要であり、この条例により民間事業者等が行う書面等の保存等についてもオンライン化を可能とすることで、民間事業者等の負担が軽減される。</p>
施行日	令和5年4月1日
備考	